制定

(目的)

第1条 この規程は、入学試験における成績優秀者を確保し、本学学生の学力の維持・向上に資するため、特別奨学金を給付することを目的とする。

(対象者)

第2条 特別奨学金(以下「奨学金」という。)は、本規程別表1に定める受給資格等を満たす者に給付する。

(給付額)

第3条 奨学金の額は、本規程別表1に定める。

(給付期間)

第4条 奨学金の受給期間は、8学期をもって限度とする。

(給付時期)

第5条 奨学金の給付時期は、原則として春学期を5月、秋学期を11月とする。ただし、当該学期の納付金の納入を確認した後とする。

第6条 削除

(選考)

第7条 奨学生の選考は、入学を希望する学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(採用通知)

第8条 前条により奨学生が決定された場合には、遅滞なく本人および保証人に通知する。

(提出書類)

第9条 奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を入学手続時に提出しなければならない。

(異動)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する事項が生じた場合には、直ちに届け出なけれ

ばならない。

- (1) 本人または保証人の氏名、住所その他重要事項の変更
- (2) 保証人の変更
- (3) 入学辞退または休学もしくは退学

(返環)

第11条 奨学金は給付するものとし、奨学生として採用された者は返還義務を負わないものとする。ただし、第12条第3号により資格を喪失した場合は、入学時に遡って返還義務が生じるものとする。

(資格喪失および繰上げ採用)

- 第12条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、繰り上げ採用は、これを行わない。
 - (1) 入学辞退したとき
 - (2) 除籍または退学したとき
 - (3) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき
 - (4) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき

(給付停止)

- 第13条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の給付を停止する。ただし、 第1号の事由に基づき支給を停止するときは、当該学期に続く一学期に限る。
 - (1) 各学期において本規程別表2に定める成績を維持できなかったとき
 - (2) 休学したとき

(給付再開)

第14条 前条により、奨学金の給付を停止された者が、本学の定める成績基準まで回復し、 または復学した場合には、奨学金の給付を再開する。

(認定)

第15条 第12条から前条に関わる審議は、大学学生委員会で行い、該当学生の所属する学 部教授会の議を経て学長が決定する。

(併給)

第16条 大学が支給する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、沖縄県特別奨学金及 び大学以外の組織が支給する奨学金についてはこの限りではない。 (所管)

第17条 本規程に関する所管は、教育修学支援センター事務室(学生担当)とする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則

この規程は、平成16年11月26日より施行する。

附則

この規程改正は、平成17年12月20日から施行する。(人数の定めの変更等)

附則

この規程改正は、平成20年10月31日から施行する。(受給資格及び給付額の定めの変更等)

但し、指定校推薦に関する改正については、平成21年度入学試験に遡及適用する。

附則

この規程改正は、平成21年6月19日から施行する。(受給資格等の定めの変更等) 但し、平成22年度入学試験に遡及適用する。

附則

この規程改正は、平成21年8月26日から施行する。(別表2 成績基準の特例条項)

附則

この規程改正は、平成22年4月1日から施行する。(別表2 成績評価の方法他)

附則

1 この規程は、平成23年11月25日から施行する。(受給資格等の定め、成績評価の方法の変更等)

附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附則

- 1 第3条別表1の改正は、平成26年11月1日から適用する。(奨学金受給資格の定め等の変更に伴う改正)
- 2 第18条の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程第2条別表1等の改正は、平成29年11月1日から施行する。(受給資格等の変更および併給調整に伴う改正)

附則

この規程第13条別表2の改正は、平成29年10月1日から適用する。(成績基準の但し書きの追加に伴う改正)

附則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

別表1(第2条・第3条関係)

奨学金受給資格等

入試区分	受給資格等	奨学金の額	
指定校推薦	評定平均4.3以上	各学期授業料の25%相当額	
		但し特別指定校の場合は、入学年度	
		のみ入学金相当額を加算する。	
学園内指定校推薦	合格者	各学期授業料の25%相当額及び入学	
		年度のみ入学金相当額	
学園内推薦	合否判定科目の得点率75%以上	各学期授業料の25%相当額及び入学	
		年度のみ入学金相当額	
一般A	成績上位で得点率75%以上	各学期授業料の50%相当額	
	(経済経営学部20、人文学部15、バイ		
	才環境学部20、健康医療学部20)名		

1 特別指定校とは、特に必要に応じ、大学入試委員会が審議し教授会の議を経て、学長が決定した指定校をいう。

別表2(第13条関係)

大学特別奨学金給付規程 学内成績基準

大学特別奨学金給付規程第13条第1号の本学の定める成績については、下表による「取得単位数」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満したものとする。

回生	学期	取得単位数	成績評価の方法
1回生	春学期	18単位以上	GPA の値が3.00以上であ
	秋学期	18単位以上	ることとする。ただし、1
2回生	春学期	18単位以上	回生春学期については目
	秋学期	18単位以上	標値とし、達しなければ警
3回生	春学期	18単位以上	告する。
	秋学期	18単位以上	※GPAとは、優を4、良を3、
4回生	春学期	4単位以上	可を2、不可を0として、そ
	秋学期		れに各科目の単位数を掛
			けて加えた合計点を履修
			登録の総単位数で割って
			計算された数値である。

- 1 認定科目・春学期に成績の出ない科目は取得単位とみなす。
- 2 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科以外の学部学科については、3回生秋学期終 了時に110単位を取得したときには、当該学期以降につき、取得単位数条件は課さない。 ただし、当該学期及び4回生春学期につき、最低2単位は取得しなければならない。
- 3 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科について、2回生秋学期終了時に、看護学科は85単位以上、言語聴覚学科は80単位以上取得したときには、3回生春学期以降につき、取得単位数条件を8単位以上とする。
- 4 認定科目・春学期に成績の出ない科目並びに要卒科目でない科目は上記の「成績評価の方法」の計算式に含めないこととする。
- 5 特別奨学生には入学時に当該制度の趣旨について説明し、成績の維持に努めるよう指導する。